

須賀川市復興推進計画

令和2年6月15日
福島県須賀川市

1. 計画の区域 須賀川市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。殊に本市では、内陸部でも最大の震度6強を観測し、市の全域において建物の倒壊や破損、道路や上下水道の損壊等が発生するなど、その被害は極めて甚大なものとなった。

本市において卸売業・小売業を営む事業者もその例外ではなく、加えて、原子力発電所の事故に起因する風評被害により、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の年間販売額は、震災前と比較して約30%減少、従業員数は約40%減少するなど、市内の地域経済及び雇用情勢に甚大な影響を及ぼした。

近年の年間販売額は、震災前より約3%上昇し、地域経済の回復の兆しにあるが、従業員数は震災前と比較して約21%減少となっており、雇用情勢においては、未だに回復に至っていない。

このような中で、本市経済の迅速な復興を図るため、本市の中核的産業を担い得る業の設備投資を支援することで、立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の更なる活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出することを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、本市の卸売業・小売業における中核的な産業である建築材料、鉱物・金属材料等卸売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社釜屋（以下「対象事業者」という。）が、森宿地区にお

いて廃棄物選別施設等の増設に必要な資金を貸し付ける事業

- ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成するうえで中核となるものであることの説明

本市の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業は、市内の卸売業・小売業における年間商品販売額で第3位の地位を占める中核的な産業である。

また、本事業は、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の年間商品販売額において上位を占める事業者が実施するものであり、雇用においても新規雇用者の創出が見込まれるものである。

したがって、本事業は、計画の区域において大きな経済効果や雇用効果を創出し、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行、株式会社常陽銀行、須賀川信用金庫

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

廃棄物選別施設等を増設する対象事業者は、本市の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業において、その年間商品販売額が本市に事業所を有する企業の中でも上位の企業であり、雇用創出においても新規雇用者の採用が4名見込まれる。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上することとなり、関連する産業の活性化が図られることを通じ、地域産業の核としての重要性が増すとともに、新規雇用の安定的な創出が期待される。

以上のことから、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、須賀川市、利子補給支給先金融機関、対象事業者を構成員とする須賀川市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議（書面協議）を行った。